

レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、淡路島観光協会 各観光案内所（以下 案内所）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタサイクルを利用させていただく際に遵守していただく事項について規定しています。このレンタサイクルをご利用する場合には、この規約を遵守していただくことになります。

1. 利用申込み

利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 案内所窓口で申込み
- (2) 電話予約

貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）と一緒に提示してください。尚、身分証明証は、複写させていただきます。

なお、利用申込みの代表者は高校生以上に限定させていただきます。

また、申込書の記載に不具合が認められた場合は、利用をお断りすることがあります。

ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して案内所が知り得た個人情報については、当淡路島観光協会が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3. 利用料金

(税込)

貸出し場所	自転車仕様	利用期間	利用料金
岩屋観光案内所	電動アシスト付 (26インチ) *2	1日 (4時間まで)	1,000円
		1日 (4時間以上)	1,500円
		2日間 *1	2,250円
		3日間 *1	3,000円
	電動アシスト無 (20インチ)	1日間	500円
		2日間	750円
3日間		1,000円	
洲本観光案内所	電動アシスト無 (26インチ) *2	1日間	500円
		2日間	1,000円
		3日間	1,500円
南あわじ観光案内所	電動アシスト無 (26インチ) *2	1日間	500円
		2日間	1,000円
		3日間	1,500円

*1 充電器も貸出しいたします。

*2 身長150cm以上の方の利用に限ります。

上記以外の詳細な情報については各案内所までお問合せ下さい。

4. 利用期間

利用期間は、貸出日当日の9:00~16:30 から3日間(16:30)までです。

※ 返却時間16:30を超えても返却されない場合、遅延料金をいただきます(1,000円/時間)

※ 返却時間16:30を超えても返却されない場合、保障金をお返しできない場合がございます。

また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5. 利用条件

貸出・返却とも営業時間内(9:00~16:30)に行ってください。

お一人様に同時に複数の自転車を貸出することもできません。

小学生以下のお子様につきましては、ご利用頂けない場合があります。

6. 返却先

必ず貸出を受けた場所へ返却してください。

※ 事故等のやむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途の費用を申し受けます。

7. 自転車の故障

(パンク修理)

利用中に発生した自転車のパンクについては、利用者が最寄りの自転車店等に持ち込み修理を行ってください。修理にかかった代金については、利用者にてご負担いただきます。

(その他の修理)

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持込んで下さい。利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

なお、案内所への事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、案内所に起因する場合を除いて案内所は一切責任を負いません。

8. 自転車の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに貸し出した案内所まで連絡してください。さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

9. 事故

利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、案内所は一切の責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、案内所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。前項にかかわらず、案内所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、案内所が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

10. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として 1,000 円を頂きます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、8 項に定める違約金をいただく場合があります。

11. 禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

12. 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

13. 利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用取消しし自転車を速やかに返還して頂きます。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

施行日：平成 28 年 5 月 9 日

個人情報保護方針

淡路島観光協会（以下 当協会）は個人情報保護法その他関連法令を順守いたします。

- 取り扱う個人情報の紛失、滅失、改ざんおよび漏洩の防止など、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を行います。
- 取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内でのみ利用いたします。
- 個人情報保護のために管理体制を継続的に見直し、改善いたします。

第1. 個人情報の利用目的

当協会は、利用者の個人情報を次の目的で取得し利用します。

- (1) 本サービスの利用に際しての利用者としての審査のため
- (2) 当協会の事業活動及び市場調査に関する分析・統計のため
- (3) 利用者が本サービスを利用している間における利用者との各種連絡のため

第2. 個人情報の第三者への情報提供

1. 当協会は、本条第2項に記載する場合を除き、当該個人のご承諾はない限り、取得した個人データを第三者に提供いたしません。
2. 次の場合、当協会は個人情報を開示・提供することがあります。
 - (1) 利用者ご本人の同意がある場合
 - (2) 利用者に明示した利用目的達成に必要な範囲で提携する事業者との間で個人情報を共同利用する場合
 - (3) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合。
 - (4) その他法令等に定める正当な理由がある場合。

第3. 個人情報の管理

当協会は個人情報を適切に管理いたします。

当協会は、集計業務、発送業務等の業務の委託をする場合、個人情報を適正に管理する能力を有すると認められる者にかかる業務を委託し、委託先との間で適切な守秘義務契約を締結したうえで、個人情報の取扱いを依頼します。

第4. 個人情報の開示・削除要求への対応

当協会の保有する個人情報は、ご要請に応じて開示いたします。

開示された個人情報が正確でないとお申し出があった場合、適切な方法で、その内容を確認し必要に応じて情報の追加・変更・訂正または削除などを行います。